

新発田市公共施設等総合管理計画 (令和7年3月改定)

1 計画の策定にあたって

■ 計画の背景

市が所有する公共施設等の総合かつ計画的な施設管理の取組方針を定めた「新発田市公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定しました。

計画策定から一定期間が経過したことから、これまでの取組を検証し、今後、一層推進していくために本計画を見直すものです。

改定に当たっては、令和5年度末までに策定された公共施設等の個別施設計画の内容を勘案したうえで、更新費用の見直しを行いました。

■ 計画期間

平成29年度から令和28年度までの30年間とし、本計画を8年ごとに見直します。

■ 計画の目的

- ①安心・安全に配慮した予防保全型の維持管理
- ②財政の見通しと世代間の公平な経費の負担
- ③公共施設等の長寿命化、質・量の最適化

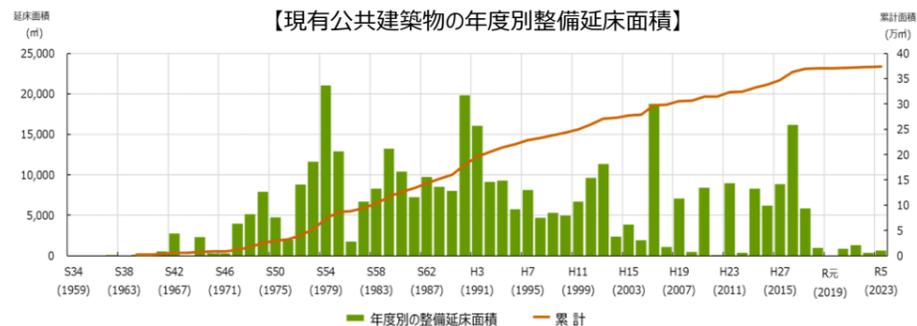
2 公共施設等の現状

■ 対象施設

施設名		総量			
普通会計	公共施設	公共建築物	施設数 382 施設 延床面積 373,480 m ²		
	インフラ施設	道路	1,148,705 m	林道	22,990 m
		橋りょう	880 橋	公園	62 か所
		トンネル	2 本	臨港施設	1,997 m
		農道	220 m	排水機場	9 施設
公営企業会計	インフラ施設	上水道	825,430 m		
		下水道	521,305 m	農業集落排水	84,251 m

■ 公共建築物の総量

公共建築物の延床面積は373,480m²で、そのうち、令和5年度末までに築30年を経過している公共建築物の延床面積は、全体の56.2%に当たる約210,000m²となっています。



3 公共施設等の更新費用の見通し

■ 公共施設の老朽化問題は財政問題

今後、公共施設等の多くが更新時期を迎える一方、生産年齢人口の減少や少子高齢化の進展による税収減や福祉施策等の経費の増加などに伴い、財政状況が一段と厳しくなり、公共施設等に係る財源確保が困難になることが見込まれます。

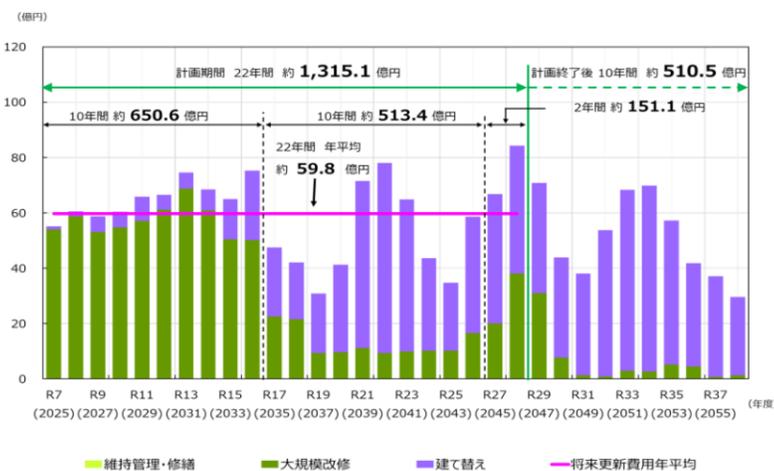
「公共施設の老朽化問題は財政問題」と捉え、公共施設等の老朽化の実態を把握しながら、将来推計人口を踏まえたまちづくりに沿って、過剰となる公共施設等を適切に配置し、真に必要とされる施設は、長寿命化対策工事などを計画的に行いながら、持続可能な維持管理を計画的に進めていくこととします。

■ 将来更新費用（普通会計の公共建築物）

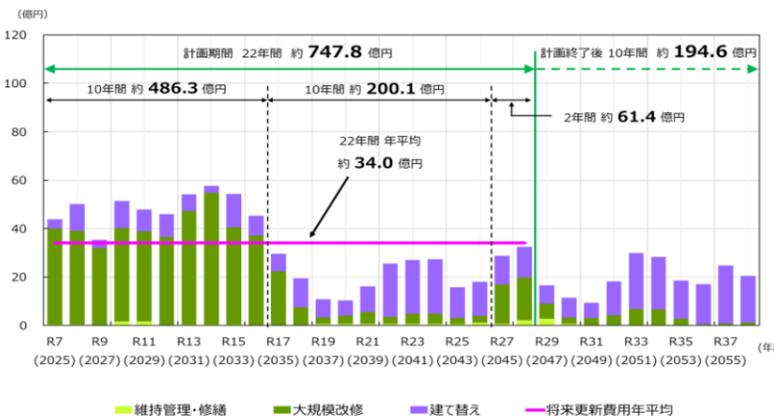
市が保有するすべての公共建築物について、計画的に長寿命化対策を実施した場合、計画期間（22年間）の更新費用は747.8億円（年平均34.0億円）となります。

計画的な長寿命化対策を実施しない築年数のみを基準とした単純更新の場合と比較して、約567億円の抑制が図られます。

【築年数のみを基準とした単純将来更新費用】



【長寿命化対策を実施した将来更新費用】



4 公共施設等の総合かつ計画的な管理の方針

■ 基本方針

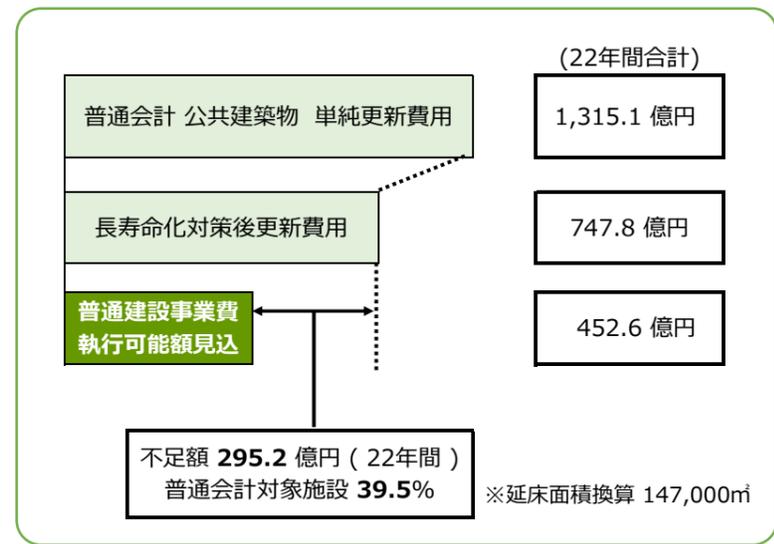
- ①公共施設等を住みよいまちの適正規模に合わせる（量）
- ②公共施設等を良質に保全し一元管理を図る（質）
- ③公共施設等に係る普通建設事業を平準化する（財政）

■ 公共建築物の更新費用の平準化と総量適正化（数値目標）

長寿命化対策を実施した場合の更新費用747.8億円に対して、普通建設事業費の執行可能額は452.6億円です。長寿命化対策を実施した場合の更新費用のおよそ39.5%に当たる295.2億円が不足します。

今後、公共建築物を適正に管理するためには、現有する公共建築物373,480m²のうち39.5%の147,000m²を縮減することを目標とします。

大規模改修を迎える時期を契機として、それぞれの施設の現状と必要性を検討したうえで、集約化や複合化、廃止等も含めた今後の管理方針を決定することとします。



5 今後の公共施設マネジメントの取組手法

公共施設等の更新費用の平準化と総量適正化の数値目標を達成するため、公共施設等の再編、維持保全、民間活力等の利活用を検討します。

具体的な手法等については、毎年度策定する実施計画の中で、それぞれの施設の管理方針に基づき検討していきます。

施設類型ごとの適正管理に関しては、実施方針を7つの項目に分けて整理します。

本計画の取組により公共施設等の適切な管理を進め、安全・安心で持続可能な施設サービスの提供を行うため、各課が管理する施設の運営状況や施設保全に係る将来の情報を「施設カルテ」として一元的に集約し、この情報を活用することで、各公共施設等の具体的な状況を把握し、公共施設等のあり方を全庁的に議論していきます。